

水俣市
建設工事総合評価落札方式
試行ガイドライン

適用年月日：令和8年（2026年）10月13日
以降の入札公告から適用

令和8年（2026年）10月13日版

水俣市

はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、受注者の技術的能力等により品質が左右されます。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術的能力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術的能力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要があります。

一方で、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年（2005年）3月に成立、4月から施行されました。本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されています。

また、令和元年（2019年）6月には、品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、公共工事の品質確保を具体化する「担い手の中長期的な育成・確保の推進」を柱とする基本理念を実現するための施策が示されました。

本市においても、技術提案等を入札参加者に求め、これと価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を試行し、今後も工事の特性に応じた適切な活用を図ることとしています。

本ガイドラインは、水俣市が発注する建設工事を対象として、その品質確保を図っていくため、総合評価落札方式の入札における一般的な考え方を示したものです。

各工事における、具体的な総合評価落札方式に関する評価基準等については、工事毎の入札公告等で個別に設定されますので必ず熟読の上、技術申請書等を作成して下さい。

※総合評価落札方式のメリット

○発注者側のメリット

- ・価格と品質が総合的に優れた内容の契約により、優良な社会資本整備を行うことができる。
- ・価格と品質の二つの基準で落札者を選定することから、談合が行われにくい環境が整備されることも期待できる。

○受注者側のメリット

- ・必要な技術的能力を有する建設企業のみが競争に参加することで、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ企業が成長できる環境が整う。
- ・技術的能力を審査することにより、建設企業の技術力向上に対する意欲を高め、建設企業の育成に貢献する。

《問い合わせ先》

水俣市役所 総務企画部 財政課

電話：0966-61-1605

目 次

1. 総合評価落札方式の概要	P. 1
1-1 導入の目的	P. 1
1-2 概 要	P. 1
1-3 種 類	P. 2
1-4 実施手順	P. 2
1-5 適 用	P. 3
2. 総合評価算定基準	P. 4
2-1 評価値算定	P. 4
(1) 評価値の算定方法	P. 4
(2) 自己採点型の導入	P. 4
2-2 落札者決定方法	P. 6
(1) 落札者の決定方法	P. 6
(2) 落札者の決定基準	P. 6
2-3 評価項目	P. 7
2-4 評価基準	P. 7
(1) 施工計画	P. 7
(2) 企業の評価	P. 11
(3) 配置予定技術者の評価	P. 14
(4) 施工体制の評価	P. 18
3. 総合評価審査会	P. 24
4. 学識経験者の意見聴取	P. 24
4-1 意見聴取の目的	P. 24
4-2 意見聴取の時期	P. 24
4-3 意見聴取の方法	P. 24
4-4 意見聴取の非公開	P. 24
4-5 学識経験者の定義	P. 24
5. 評価内容の担保	P. 25
5-1 施工計画の担保	P. 25
5-2 地域貢献度の担保	P. 25
5-3 配置予定技術者評価の担保	P. 25
5-4 工事成績評定への反映方法	P. 26
6. その他	P. 27
6-1 情報公開	P. 27
(1) 入札前	P. 27
(2) 入札後	P. 27
6-2 開示請求	P. 27
6-3 秘密保持	P. 27
7. 総合評価落札方式の手順	P. 28

1. 総合評価落札方式の概要

1-1 導入の目的

公共工事を取りまく環境は、近年大きく変化しており、価格と品質が総合的に優れた工事であると同時に、環境や省資源への配慮、維持管理費の削減といった多様なニーズを満たした工事が求められています。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる品確法に基づき、水俣市においても総合評価落札方式による入札を実施し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を目指します。

【品確法に関する規程】

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17 年法律第18 号）
平成17年4月 1 日施行；令和6年6月14日最終改正
- 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
平成17年8月26日閣議決定；平成26年9月30日最終変更
- 発注関係事務の運用に関する指針 平成27年1月30日 各省庁連絡会議申合せ

1-2 概 要

品確法は、現在及び将来にわたって公共工事の品質を確保し、その担い手の中長期的な育成・確保を促進していくことを目的としており、以下の3点がポイントです。

《品確法のポイント》

- ①公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務を明確にする。
- ②価格競争から、価格と品質が総合的に優れた調達への転換を図る。……総合評価落札方式
- ③発注者をサポートする仕組みを明確にする。

特に公共工事においては、工事の品質を確保するために「価格と品質の双方が総合的に優れた内容の契約」の実施、つまり総合評価落札方式の適切な活用が求められています。

総合評価落札方式とは、価格だけで落札者を決定していた落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式のことです。価格と品質の双方とも評価することにより、総合的に優れた内容の契約を行うことが可能になります。

なお、公共工事における「品質」とは、工事目的物そのものはもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり工事そのものの質も含まれます。



入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高いものを落札候補者とするにより、価格と品質が総合的に優れた企業を選定します。総合評価落札方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象となります。

1-3 種類

○水俣市における総合評価落札方式の型式

水俣市においては、総合評価落札方式の円滑な実施を図るため「技術提案型」・「基本型」・「簡易型」の3型式により試行として取り組みます。

技術提案型：高度な技術提案を要する工事について、コスト縮減、機能向上、社会的要請に関する技術提案や同種・類似工事の実績、工事成績等に基づき品質と入札価格とを総合的に評価するもの

基本型：技術的な工夫の余地が大きい工事について、施工計画や同種・類似工事の実績、工事成績等に基づく品質と入札価格とを総合的に評価するもの

簡易型：技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、施工計画の評価を必要とせず、同種・類似工事の実績、工事成績等に基づく技術能力の評価と入札価格とを総合的に評価するもの

○評価方式比較表

	簡易型	基本型	技術提案型
対象工事	・技術的な工夫の余地が小さい工事	・技術的な工夫の余地が大きい工事	・高度な技術提案を要する難易度の高い工事
評価項目	・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等	・施工計画（品質確保（向上）、安全確保（向上）、課題対応の中から選択） ・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等	・コスト縮減、機能向上、社会的要請に関する技術提案 ・企業、配置予定技術者の施工実績、経験及び工事成績等

○施工体制確認型の適用

総合評価落札方式を適用する全ての工事において、施工体制確認型総合評価落札方式を適用します。

1-4 実施手順

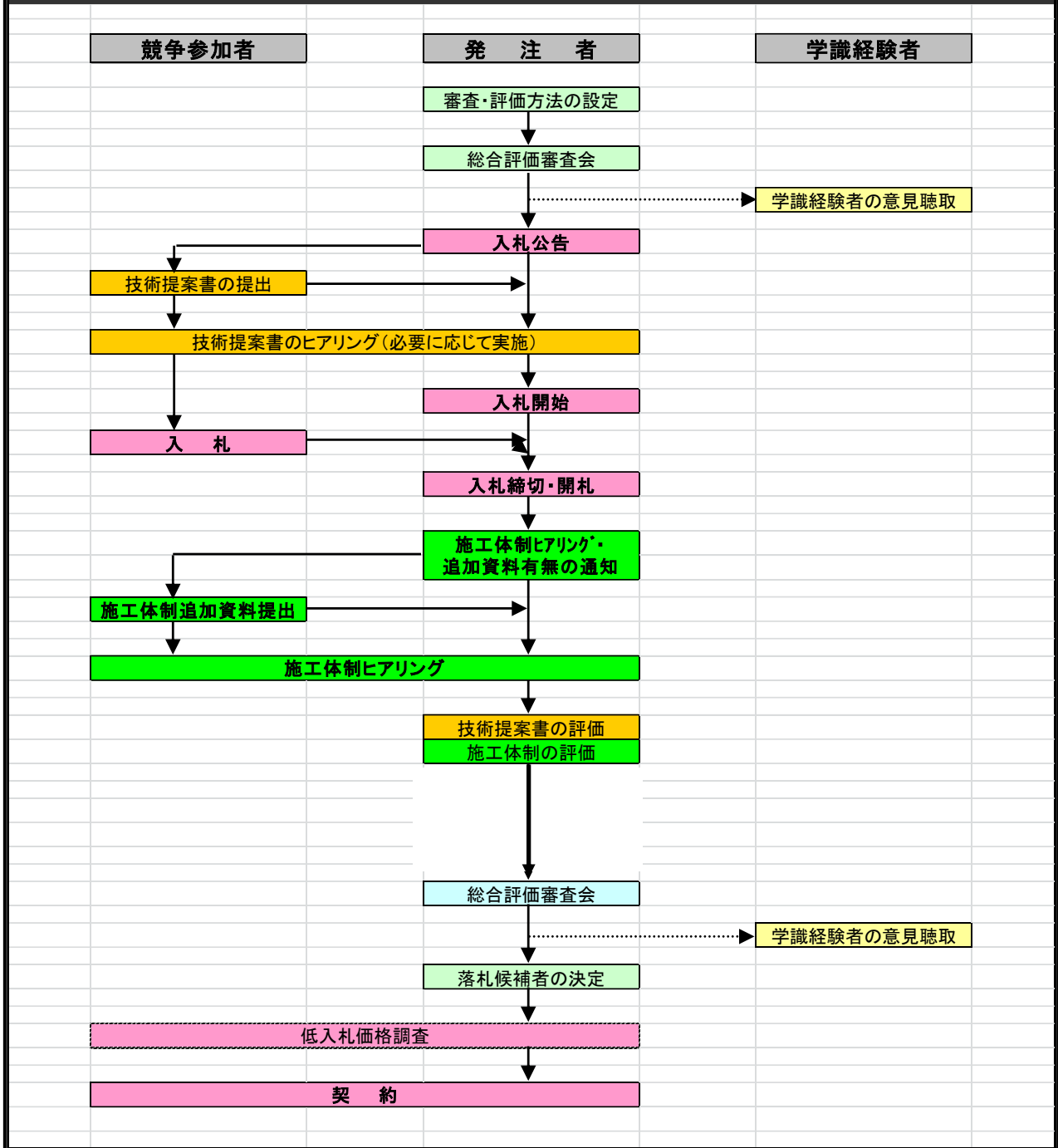
施工体制確認型総合評価落札方式による実施手順は次図のようになります。

① 技術提案書等による技術評価に加え、入札者の施工体制の確保状況も評価対象とする。

② 施工体制の確保状況を審査するため、調査書類（追加資料）の提出を求め、ヒアリングを行う。

注）上記の追加資料及びヒアリングは、水俣市低入札価格調査制度要綱に定める調査とは異なるものであり、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者が落札候補者になった場合は、別途低入札価格調査を実施する。

施工体制確認型総合評価落札方式の実施手順



1-5 適用

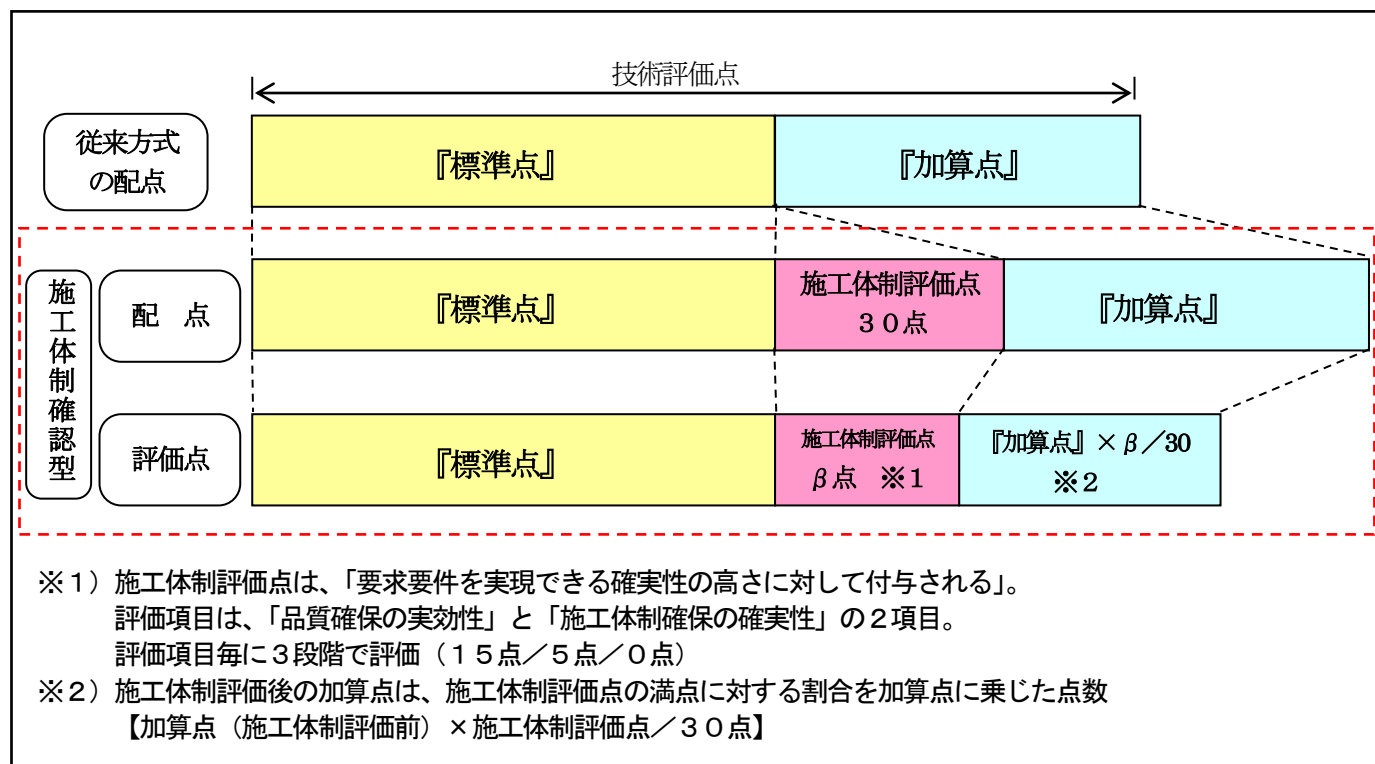
総合評価方式の「技術提案型」・「基本型」・「簡易型」については、工事規模・工事内容等に応じて工事毎に設定します。詳細については、入札公告等で確認して下さい。

2. 総合評価算定基準

2-1 評価値算定

(1) 評価値の算定方法

- 技術評価点 = 標準点 + 加算点 + 施工体制評価点
- 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (標準点 + 加算点 + 施工体制評価点) / 入札価格



(2) 自己採点型の導入

総合評価落札方式を適用する全ての工事において、自己採点型を適用します。

【提出資料】

- ・入札公告に添付されている自己採点表を提出^{※1}します。
- ※1 自己採点表の提出がなければ、加算点は「0点」となります。

【留意事項】

- ・評価基準に留意のうえ、各評価項目の自己採点を行ってください。
- ・自己採点した点数は、自己採点表の自己採点（応札者）欄に記入してください。
- ・なお、自己採点（応札者）欄に斜線が引いてある評価項目については記入しないでください。
- ・配点を超える点数を記入した場合は、該当の評価項目は0点とします。

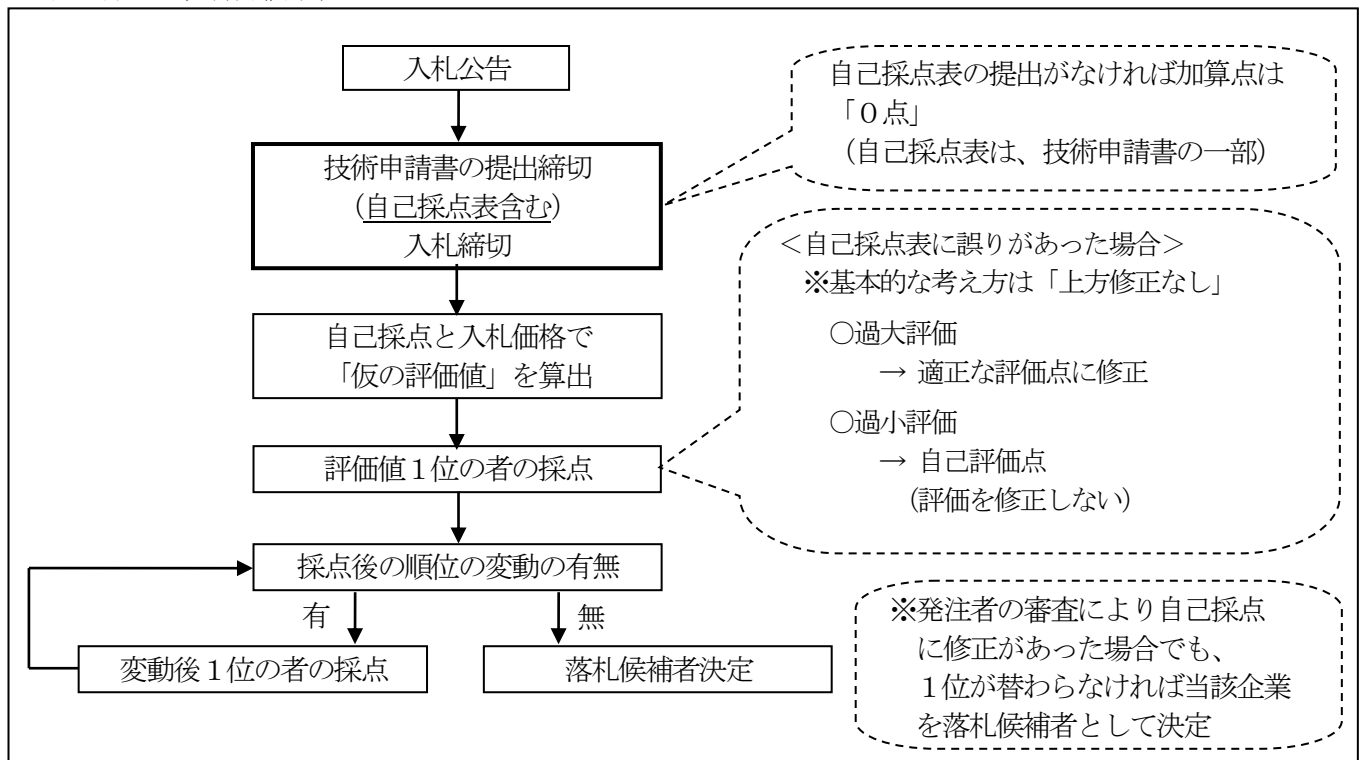
【審査方法】

- ・発注者の審査は、以下のとおり行います。
- ①入札参加者が提出した「自己採点表^{※2}」と「入札価格」をもとに、入札者全員について「仮の評価値」を算出します。
- ※2 自己採点（応札者）欄に斜線が引いてある評価項目の得点は、発注者が記入します。
- ②「仮の評価値」が最高となった入札参加者の技術申請書を審査します。
- なお、自己採点表の各評価項目の点数に誤りがあった場合は、以下のとおりとします。

- ・自己採点表の各評価項目の点数が審査結果より過大である場合は、当該評価項目の適正な点数に修正します。
 - ・自己採点表の各評価項目の点数が審査結果より過小である場合は、修正せず自己採点表の点数を採用します。
- ③審査の結果、仮の評価値が最高の入札参加者と次の順位の入札参加者が入れ替わった場合は、新たに評価値が最高となった入札参加者の技術申請書を審査します。

注) 自己採点型では、原則として仮の評価値が最高の入札参加者が提出した技術申請書のみを審査します。これにより、仮の評価値が2位以下の入札参加者の技術申請書については原則として審査を行わないため、「総合評価方式による入札の実施結果表」に記載のある技術評価点及び評価値は正しいものとは限りません。

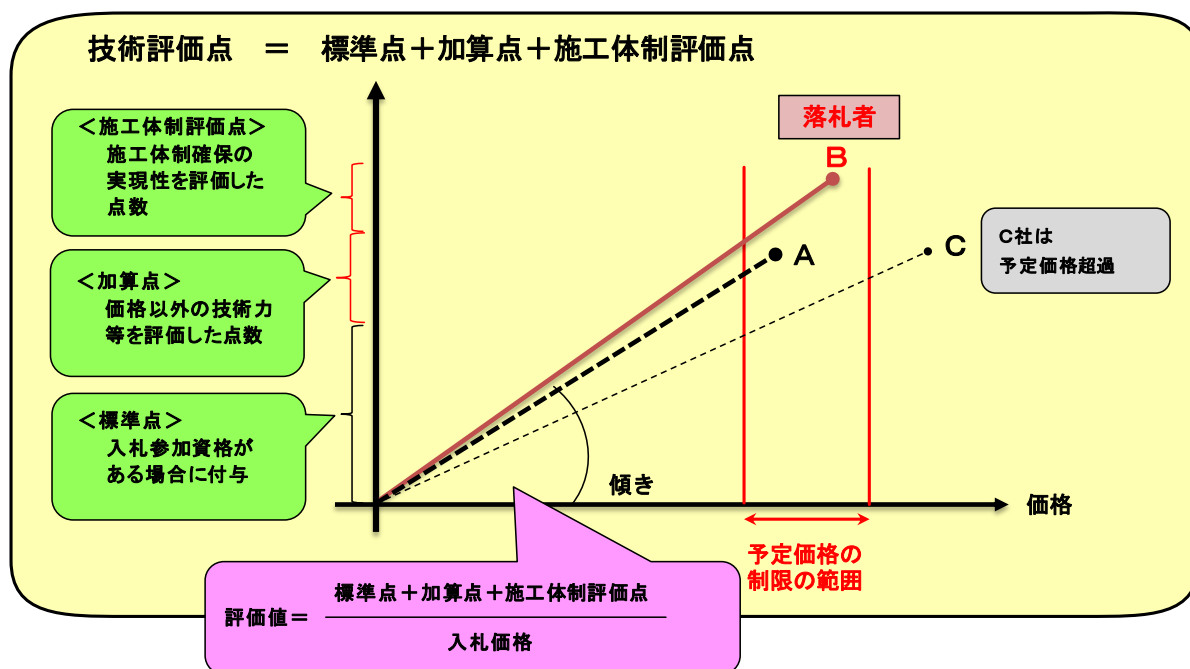
<自己採点型総合評価落札方式のフロー>



2-2 落札者決定方法

(1) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とします。



【解説】

評価値は、技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）を入札価格で割ります。つまり、上のグラフで言うと傾きを表すものです。傾きが大きい方が評価値が高いという結果になります。グラフの中で、まずC社については予定価格を超えているため落札者とはなりません。つぎに、A社とB社の競争ですが、B社の方が傾きが大きいので、B社が落札者になります。このケースのように、総合評価落札方式では、入札価格が最低でなくても、技術提案等が優秀な場合、落札者となります。

(2) 落札者の決定基準

いずれの総合評価落札方式の型式においても、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とします。

評価値＝技術評価点÷入札価格＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

標準点：入札要件を満足する入札参加者に付与します。

加算点：技術提案等に対し評価項目毎の評価基準に基づき付与します。

施工体制評価点：入札公告等に記載された要求要件を実現できる確実性（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性）について審査した結果に基づき付与します。

技術評価点の満点は、130点とします。

公表する際の結果表においては、評価値に対し100,000,000（1億）を乗じて、小数以下第4位（5位を四捨五入）までを表示します。

ただし、評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点が同点であるときは、くじにより落札候補者を決定します。

2-3 評価項目

- ・評価項目は工事毎に入札公告で示した「評価に関する基準」に基づいて行います。
- ・評価項目は評価の型式毎に次のように設定します。
「基本型」：施工計画、企業評価、配置予定技術者評価、施工体制評価
「簡易型」：企業評価、配置予定技術者評価、施工体制評価

2-4 評価基準

(1) 施工計画

企業の技術的能力や発注工事内容の理解度を評価するもので、発注者が工事内容を勘案して以下の3つの視点中から選択し、工事規模・工事内容に応じて4項目を設定した場合はA～Eの5段階、6項目を設定した場合はA～Gの7段階で評価します。

発注者が求めている施工計画課題の意図を入札参加者が把握できるよう評価項目を設定し、入札公告で明示します。

入札公告に示した評価項目について、施工上の工夫により、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質向上が見込める具体的な提案を評価します。

1) 品質確保（向上）に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工方法等に関して品質確保に資する工夫の評価項目を設定します。

2) 安全確保（向上）に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の安全確保に資する工夫の評価項目を設定します。

3) 施工上の課題及び配慮すべき事項に関する技術的視点

本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の課題への対応及び配慮事項に関する工夫の評価項目を設定します。

- ・評価項目として4項目または6項目を設定します。ただし、1)～3)の視点を選択（1つの視点でも可）し、組み合わせて設定することもできます。
- ・各項目に対して複数の提案が出来ますが、複数の評価対象となる提案が提出されていても、1項目における評価結果は変わりません。なお、1提案を『手法』と『効果』に分けて記載します。

【評価しない事例】

- ・設計図書に違反する記載がある項目。
- ・入札公告に示した各項目と提案内容（手法と効果）が一致しない場合や手法、効果の記載がない場合。
- ・手法について、使用する箇所（範囲）、規模（延長等）、材料、規格、期間（頻度）などの具体的な記載がない場合。
- ・記載内容について、あいまいな表現は、評価しない。（例：「適宜」、「協議により」、「できるだけ」、「極力」、「随時」、「努める」、「配慮する」、「検討する」、「原則」などは、実施が不明確であいまいな表現のため評価しない。）
- ・枚数超過、文字数超過、図や絵等を挿入した場合。
- ・一つの項目について、複数の提案を記載し、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質低下が懸念される提案が1つでもある場合。
- ・一つの提案内容で複数の項目について効果がある場合もあるが、複数項目で提案内容が重複する場合、一つの項目のみの評価とする。

【4項目の場合】

評 価 基 準		配 点
A評価	施工計画の①～④の項目に対して、4項目を評価した場合	10.0
B評価	施工計画の①～④の項目に対して、3項目を評価した場合	7.5
C評価	施工計画の①～④の項目に対して、2項目を評価した場合	5.0
D評価	施工計画の①～④の項目に対して、1項目を評価した場合	2.5
E評価	評価した項目がない場合や文字数超過、様式違い、課題の取り違い	0.0

【6項目の場合】

評 価 基 準		配 点
A評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、6項目を評価した場合	15.0
B評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、5項目を評価した場合	12.5
C評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、4項目を評価した場合	10.0
D評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、3項目を評価した場合	7.5
E評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、2項目を評価した場合	5.0
F評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、1項目を評価した場合	2.5
G評価	施工計画の①～⑥の項目に対して、0項目を評価した場合	0

工事名：〇〇〇〇工事
会社名：〇〇〇〇建設

着色部には、各項目(①～⑥)に対して、1つの具体的な技術的提案を手法と効果に分けて簡潔に記入すること。

- 9 -

注意事項：

- ・評価の対象となる提案は、『**施工上の工夫等により、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質向上が見込める具体的な提案**』とする
- ・枚数はA4判1枚とする。文字のポイントは12を使用
- ・提案内容は記号・句読点・スペース・改行等を全て含めて**750字以内**とする。半角・全角問わず1字を1文字としてカウントする。
- ・セル内の内容が全て印刷（表示）できるように、必要に応じてセルの高さを調整してもよい。
（印刷されたもので評価を行う。印刷（表示）されていない部分は評価しない。）
- ・設計図書に違反する記載がある項目は評価しない。
- ・入札公告に示した各項目と提案内容が一致しない時は、評価しない。
- ・各項目に異なる複数の提案を記載した場合は、評価しない。
- ・空白箇所に図、表、写真等を添付してはならない。

（記載方法1）

- ・表を「右クリック」し、「ワークシート オブジェクト(0)」→「開く」をクリックするとExcel形式で表示されます。
- ・セルに提案を記載した後、右上の「×」の閉じるボタンでエクセルを終了させてください。

（記載方法2）

- ・表を「ダブルクリック」するとExcel形式で表示されます。
- ・セルに提案を記載し、カーソルを「項目」に戻したうえで、Wordのシートをクリックしてください。

(2) 企業の評価

①同種工事の施工実績

【評価の対象となる発注機関】

・国、熊本県又は熊本県内市町村（普通地方公共団体及び特別地方公共団体（一部事務組合又は広域連合））とします。

【提出資料】

- ・一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」（以下「コリンズ」という。）の「竣工時登録内容確認書」の写し。
- ・最終の契約書、設計図書（図面、数量表等）の写し。《建築物にあつては建築基準法に基づく検査済証の写し》（コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出）
- ・共同企業体協定書の写し（共同企業体の構成員としての実績を申請する場合で、コリンズ資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出）
- ・当該年度工事については、コリンズの竣工時登録が完了していない場合は、工事しゅん工認定書などの工事が完了していることが確認できる資料の写し。

【評価方法】

- ・入札公告で示した同種工事の実績を評価します。
- ・応札者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・評価する工事件数は、2件までとします。
- ・3件以上工事実績が提出された場合は、得点が最も低い2件で評価します。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率20%以上（ただし、特殊な工事の場合は、出資比率15%以上とすることがあります）のものに限ります。
- ・経常建設共同企業体で入札に参加する場合は、全ての構成員の施工実績を評価します。
- ・当該年度の工事は、公告日において、工事目的物の引き渡し完了している工事とします。
- ・市町村においては、コリンズへの登録義務がない市町村も多数あることから、同種工事の実績が確実に確認できる資料を提出してください。

②同一許可業種の工事成績評定点の平均点

【評価方法】

・入札公告で示した同一許可業種^{※1}における水俣市発注工事の工事成績評定点の平均点数を評価します。

※1：建設業法第二条第一項の別表第一（上欄）に掲げられた建設工事の種類とします。

- ・共同企業体の構成員としての工事成績は、出資比率20%以上のものについて評価します。
- ・経常建設共同企業体で入札に参加する場合は、工事成績は全ての構成員の該当工事の工事成績評定点の平均点数を評価します（イメージ①参照）。

○イメージ①

経常建設共同企業体α※		構成員A			構成員B		構成員C	
土木1	土木2	土木3	土木4	土木5	土木6	土木7	土木8	
83点	72点	85点	78点	66点	80点	75点	87点	
計算	$(83 + 72 + 85 + 78 + 66 + 80 + 75 + 87) \div 8$ 78点 (78.25)							

- ・対象工事の中に合冊入札による工事（以下「合冊工事」という。）がある場合には、次のように処理します。
 - ①合冊工事をまとめた平均点数を1件の工事の評定点とし、その後に残る工事と併せて平均点数を算定します。（イメージ②参照）
 - ②複数工種の合冊工事の場合には、該当工種だけで平均点数を1件の工事の評定点とし、その後に残る工事と併せて平均点数を算定します。（イメージ③参照）

③合冊工事の中に対象期間内に竣工していない工事がある場合には、合冊工事全てを平均点数の対象外とします。(イメージ④参照)

○イメージ②

合冊			土木 4	土木 5	土木 6
土木 1	土木 2	土木 3			
85点	78点	66点	80点	75点	87点
計算 1	$(85 + 78 + 66) \div 3$ <u>76点</u> (76.33)				
計算 2	$(76 + 80 + 75 + 87) \div 4$ <u>80点</u> (79.50)				

○イメージ③

合冊			土木 4	土木 5	土木 6
土木 1	土木 2	舗装 3			
85点	78点	66点	80点	75点	88点
計算 1	$(85 + 78) \div 2$ <u>82点</u> (81.50)				
計算 2	$(82 + 80 + 75 + 88) \div 4$ <u>81点</u> (81.25)				

○イメージ④

合冊			土木 4	土木 5	土木 6
土木 1	土木 2	土木 3			
85点	78点	66点	80点	75点	88点
計算 1					
計算 2	$(80 + 75 + 88) \div 3$ <u>81点</u> (81.00)				

○「比例配分」による配点（基本型・簡易型Ⅱの場合）

工事成績評定点	配点
8 3点以上	3.00 点
8 2点	2.70 点
8 1点	2.40 点
8 0点	2.10 点
7 9点	1.80 点
7 8点	1.50 点
7 7点	1.20 点
7 6点	0.90 点
7 5点	0.60 点
7 4点	0.30 点
7 3点以下	0 点

※企業の工事成績の平均は小数第1位を四捨五入して整数止めとします。

※配点は

【満点×（評定点－7 3）÷ 1 0】

により計算し、小数第3位を四捨五入して小数2位止めとします。

※簡易型Ⅰの場合は各々の半点評価

③優良工事等表彰の有無

【提出資料】

- ・優良工事等表彰を受賞した企業名及び工事名が記載された表彰状の写し
- ・優良工事等を受賞した工事の「竣工時登録内容確認書」の写し
- ・国土交通行政功労者及び団体の表彰については、国土交通行政功労者等の表彰であることが判る資料も併せて添付してください。

（例：記者発表資料の写しや授賞式の案内状の写し）

【評価方法】

- ・入札公告で示した優良工事等表彰の受賞実績の有無を評価します。
- ・入札参加者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで、確認できない場合は評価しません。）
- ・国土交通省発注工事における優良工事表彰の実績を評価します。
- ・「優良工事等表彰」とは「国土交通行政功労者及び団体の表彰」とします。

- ・当該工事と同種又は異種の優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、舗装、しゅんせつ等の許可業種で区分します。（建設業法第2条第1項 別表第一（上欄）に掲げられた建設工事の種類毎とします。）
ただし、「とび・土工・コンクリート工事」にあつては、同一許可業種ではなく、「発注工種」とし以下の括りにより、同種工事の対象とします。
また、国土交通省の場合は、競争参加資格と種類が違ふため注意が必要です。
- ・「国土交通行政功労者表彰」は、企業名及び工事名が記載されている表彰とします。
- ・「優良施工業者（工事部門）表彰」、「安全施工業者表彰」、「優良工事における下請負業者表彰」などとし、工事名が記載されていないものは、評価の対象外となります。
- ・令和8年度（2026年度）の評価対象期間は、令和3年度（2021年度）表彰以降から公告日までの表彰となります。
- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限りします。
- ・経常建設共同企業体で入札に参加する場合は、全ての構成員の受賞実績を評価します。

④地域貢献度

【評価方法】

- ・入札公告で示した地域貢献の有無（災害支援活動、主要資材の市産資材使用、市内企業への下請又は市内企業による自社施工）を評価します。
- ・応札者が提出した資料に基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）

● **災害支援活動**とは次のとおりです。

- ・過去2年間に国、熊本県又は熊本県内市町村の要請により実施した、公共施設^{※1}に係る災害応急活動（道路維持修繕業務委託等の年間委託業務に基づき実施したものは評価対象となりません。）

※1：国、熊本県又は熊本県内市町村が管理する公共施設

【提出資料】

- ・国、熊本県又は熊本県内市町村の要請に基づき活動した旨を証明する活動証明書[※]の写し。ただし、事前登録制度適用案件の記載のある工事においては、事前登録項目の認定通知書の写しで確認します。

※：要請者が発行する証明書がある場合にのみ評価します。

【評価方法】

- ・熊本県内での活動実績を評価対象とします。

【留意事項】

- ・公共施設とは、国、熊本県又は熊本県内市町村が管理する道路法、河川法、港湾法、漁港漁場整備法、海岸法、砂防法、急傾斜地法、地すべり等防止法、下水道法、水道法等における施設、及び建築物等施設とします。

● **市内企業への下請け又は自社施工**とは次のとおりです。

- ・水俣市公共工事請負契約約款第7条の規定に基づく1次下請けを市内企業と契約、若しくは全て自社で施工する場合に評価します。
- ・市内企業が参加対象の「土木一式工事」は、1次下請けについて市内企業と契約した場合に評価します。
- ・市外企業の場合は、水俣市公共工事請負契約約款第7条の規定に基づく1次下請けを市内企業と契約する場合に評価します。
- ・市内企業とは、主たる営業所等を水俣市内に有する企業とします。

【確認資料】

- ・施工中及び竣工時に下請け報告書等により確認します。

● **主要資材の市産資材使用**とは次のとおりです。

- ・入札公告において指定された主要資材について、市産資材を使用する場合に評価します。
- ・市産資材（木材を除く）とは、工事現場に最終製品として搬入される建設資材・製品を対象とし、市内の事業所及び工場等で産出、生産若しくは製造されたもの、又は、市内に登録上の本社を有する企業・組合等の建設資材・製品とします。
- ・市産資材のうち、木材については、「原則として、市内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を市内の製材所が加工した木材製品とする。ただし、市内で生産されたことが確認できない素材の場合、市内の素材市場で取り扱われたものについては、市内で生産されたものとみなす。また、市内で生産された素材を市外で構造用集成材としたものについては、市産材とみなす。」とします。
- ・なお、上記により難しい場合は、それぞれの工事において、入札公告の中で明示します。

【確認資料】

- ・施工中及び竣工時に納品書・領収書等により確認します。

（３）配置予定技術者の評価

注）複数の技術者が掲げられた場合は、対象項目の合計得点が最も低い者をもって評価します。

①配置予定技術者の資格

【提出資料】

- ・対象資格取得を証明する合格証明書、または資格、免許、登録証等の写し（いずれか一つで可）。

【評価方法】

- ・入札公告に示す指定資格取得の有無と取得後経過年数を評価します。
- ・経過年数の基準となる日は参加資格確認申請書の提出期限日とします。
- ・入札参加企業が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）

②優良工事等表彰の有無

【提出資料】

- ・優良工事等表彰を受賞した技術者名が記載された表彰状の写し。
- ・優良工事等を受賞した工事のコリンズの竣工時登録内容確認書の写し（又は、県工事においては入札公告文などで受賞した工事の種類（許可業種）が確認できる資料の写し）
- ・国土交通行政功労者及び団体の表彰については、国土交通行政功労者等の表彰であることが判る資料も併せて添付してください。

（例：記者発表資料の写しや授賞式の案内状の写し）

【評価方法】

- ・入札公告で示した技術者が受賞した優良工事等技術者表彰の受賞実績の有無を評価します。
- ・入札参加者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）
- ・国土交通省及び熊本県発注工事における優良工事表彰の実績を評価します。
- ・「優良工事等表彰」とは「国土交通行政功労者及び団体の表彰」、「熊本県優良工事等表彰制度（平成１７年４月施行）」とします。
- ・当該工事と同種又は異種の優良工事等表彰の実績を評価します。
- ・同種・異種は、土木一式、建築一式、舗装、しゅんせつ等の許可業種の工事種類とします。（建設業法第二条第一項の別表第一（上欄）に掲げられた建設工事の種類毎とします。）

ただし、「とび・土工・コンクリート工事」にあつては、同一許可業種ではなく、「発注工種」とし以下の括りにより、同種工事の対象とします。

また、国土交通省の場合は、競争参加資格と種類が違うため注意が必要です。

「とび・土工・コンクリート工事」の同種工事の評価方法

発注工種	
①法面処理工事	法面処理工事の受賞実績
②交通安全施設工事	交通安全施設工事の受賞実績
③橋梁補修工事	橋梁補修工事の受賞実績
④その他	とび・土工・コンクリート工事の受賞実績

- ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限りします。
- ・建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）として受賞した表彰は対象外です。

③主任（監理）技術者、又は現場代理人としての同種工事の施工経験

【提出資料】

- ・コリンズの「竣工時登録内容確認書」の写し。
- ・契約書、設計図書（図面、数量表等）の写し。《建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し》
（コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出）
- ・共同企業体協定書の写し（共同企業体の構成員としての実績を申請する場合で、コリンズ資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出）
- ・現場代理人、主任（監理）技術者通知書の控の写し。（コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の確認が出来ない場合は提出）
- ・当該年度工事については、登録内容確認書及び工事しゅん工認定書などの写し。
- ・最終契約工期と従事実績が乖離している場合は、最終の実施（実績）工程表の写し。

【評価方法】

- ・入札公告で示した主任（監理）技術者又は現場代理人としての施工経験を評価します。
 - ・入札参加者が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）
 - ・評価する工事件数は2件までとします。
 - ・**3件以上工事実績が提出された場合は、得点が最も低い2件で評価します。**
 - ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限りします。
 - ・当該年度の工事は、入札公告日において、工事目的物の引き渡し完了している工事とします。
 - ・従前に勤務していた企業（転職等により退社した企業）での施工経験も評価対象とします。
 - ・従事期間は、実工期※の2分の1を超える期間（工期が1年以上の工事にあつては、実工期のうち6カ月を超える期間）に従事していたことを要します。
- ※契約上の工期から工事の全部中止の期間、余裕期間、実施竣工日（工事完成通知書（しゅん工届）提出日）から契約工期末日までの期間を除く期間
- ・橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作がある工事については以下のとおりとします。
（工場製作か現場施工のいずれかの主任（監理）技術者の施工経験をもって配置予定技術者とする場合）
工場製作期間または現場施工期間のいずれかの実工期の2分の1を超える期間
（現場代理人の施工経験をもって配置予定技術者とする場合）
契約工期全体における実工期の2分の1を超える期間
 - ・市町村においては、コリンズへの登録義務がない市町村も多数あることから、同種工事の実績が確実に確認できる資料を提出してください。
 - ・監理技術者補佐として従事した工事の実績は評価の対象外とします。

④主任（監理）技術者、又は現場代理人としての同一許可業種工事の施工経験における工事成績評定点（1件）

【提出資料】

- 1) 上記③の施工経験において申請した工事（のうち1件）の工事成績評定点を申請する場合
 - ・工事成績評定通知書の写し。（国又は熊本県発注工事に限る。）
- 2) 上記③の施工経験において申請した工事以外の工事成績評定点を申請する場合
 - ・コリンズの「竣工時登録内容確認書」の写し。
 - ・工事成績評定通知書の写し。（国又は熊本県発注工事に限る。）
 - ・契約書、設計図書等の写し。《建築物にあつては建築基準法に基づく検査済証の写し》（コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは「評価に関する基準」に示した同種工事の内容確認が出来ない場合は提出）
 - ・共同企業体の写し（共同企業体の構成員としての実績を申請する場合で、コリンズ資料のみでは出資比率の確認が出来ない場合は提出）
 - ・現場代理人、主任（監理）技術者通知書の控の写し。（コリンズに竣工時登録を行っていない場合や、コリンズ資料のみでは主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の確認が出来ない場合は提出）
 - ・当該年度工事については、登録内容確認書及び工事しゅん工認定書などの写し。
 - ・最終契約工期と従事実績が乖離している場合は、最終の実施（実績）工程表の写し。
 - ・監理技術者補佐として従事した工事は評価の対象外とします。

【評価方法】

- ・上記③において評価（提出）した工事に限らず、入札公告で示した国又は熊本県が発注した工事で、土木関係工事においては令和3年度（2021年度）以降に従事した同一許可業種工事の成績評定点（1件）を評価します。
 - ・入札参加企業が提出した資料のみに基づいて評価します。（提出した資料のみで確認できない場合は評価しません。）
 - ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限ります。
 - ・当該年度の工事は、入札公告日において工事目的物の引き渡し完了している工事とします。
 - ・従前に勤務していた企業（転職等により退社した企業）での施工経験も評価対象とします。
 - ・従事期間は、実工期*の2分の1を超える期間（工期が1年以上の工事にあつては、実工期のうち6カ月を超える期間）に従事していたことを要します。
- ※契約上の工期から工事の全部中止の期間、余裕期間、実施竣工日（工事完成通知書（しゅん工届）提出日）から契約工期末日までの期間を除く期間
- ・評価する件数は1件とします。
 - ・複数の工事成績が提出された場合は、得点が最も低い1件で評価します。
 - ・工事成績評定点の記載又は工事成績評定通知書の写しの提出がない場合は、評価しません。
 - ・「とび・土工・コンクリート工事」にあつては、同一許可業種ではなく、「発注工種」とし以下の括りにより、工事成績評定点（1件）を評価します。

「とび・土工・コンクリート工事」の工事成績の評価方法

発注工種	
①法面処理工事	法面処理工事の工事成績評定点（評価する工事は1件）
②交通安全施設工事	交通安全施設工事の工事成績評定点（評価する工事は1件）
③橋梁補修工事	橋梁補修工事の工事成績評定点（評価する工事は1件）
④その他	とび・土工・コンクリート工事の工事成績評定点（評価する工事は1件）

○「比例配分」による配点（基本型・簡易型の場合）

工事成績評定点	配点
83点以上	3.00点
82点	2.70点
81点	2.40点
80点	2.10点
79点	1.80点
78点	1.50点
77点	1.20点
76点	0.90点
75点	0.60点
74点	0.30点
73点以下	0点

※配点は

$$\text{【満点} \times (\text{評定点} - 73) \div 10 \text{】}$$

により計算し、小数第3位を四捨五入して小数2位止めとします。

※簡易型Ⅰの場合は各々の半点評価

⑤継続教育の取得状況

【提出資料】

- ・下記、建設系 CPD 協議会、又は建築 CPD 運営会議加盟団体が発行する実績証明書の写し。
- ・実績証明書の期間が、入札公告で示した評価対象期間内に収まっていない場合は、入札公告で示した期間内に取得した単位数が分かる明細書等の写しを併せて提出します。
- ・評価期間は過去2年間（令和6年（2024年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの間）とします。

[建設系CPD協議会加盟団体]

①公益社団法人 空気調和・衛生工学会、②一般社団法人 建設コンサルタンツ協会、③公益社団法人 地盤工学会、④一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会、⑤公益社団法人 土木学会、⑥土質・地質技術者生涯学習協議会、⑦一般社団法人 日本環境アセスメント協会、⑧公益社団法人 日本コンクリート工学会、⑨公益社団法人 日本技術士会、⑩公益社団法人 日本建築士会連合会、⑪公益社団法人 日本造園学会、⑫公益社団法人 日本都市計画学会、⑬公益社団法人 農業農村工学会、⑭一般社団法人 全国測量設計業協会連合会、⑮公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会、⑯公益社団法人 森林・自然環境技術教育研究センター、⑰一般財団法人 建設業振興基金、⑱一般社団法人 交通工学研究会、⑲一般社団法人 全日本建設技術協会

[建築 CPD 運営会議加盟団体]

①公益社団法人 日本建築士会連合会、②一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会、③公益社団法人 日本建築家協会、④一般社団法人 日本建設業連合会、⑤一般社団法人 日本建築学会、⑥公益社団法人 空気調和・衛生工学会、⑦一般社団法人 建築設備技術者協会、⑧一般社団法人 電気設備学会、⑨一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会、⑩公益財団法人 建築技術教育普及センター、⑪一般社団法人 日本建築構造技術者協会、⑫一般財団法人 建設業振興基金

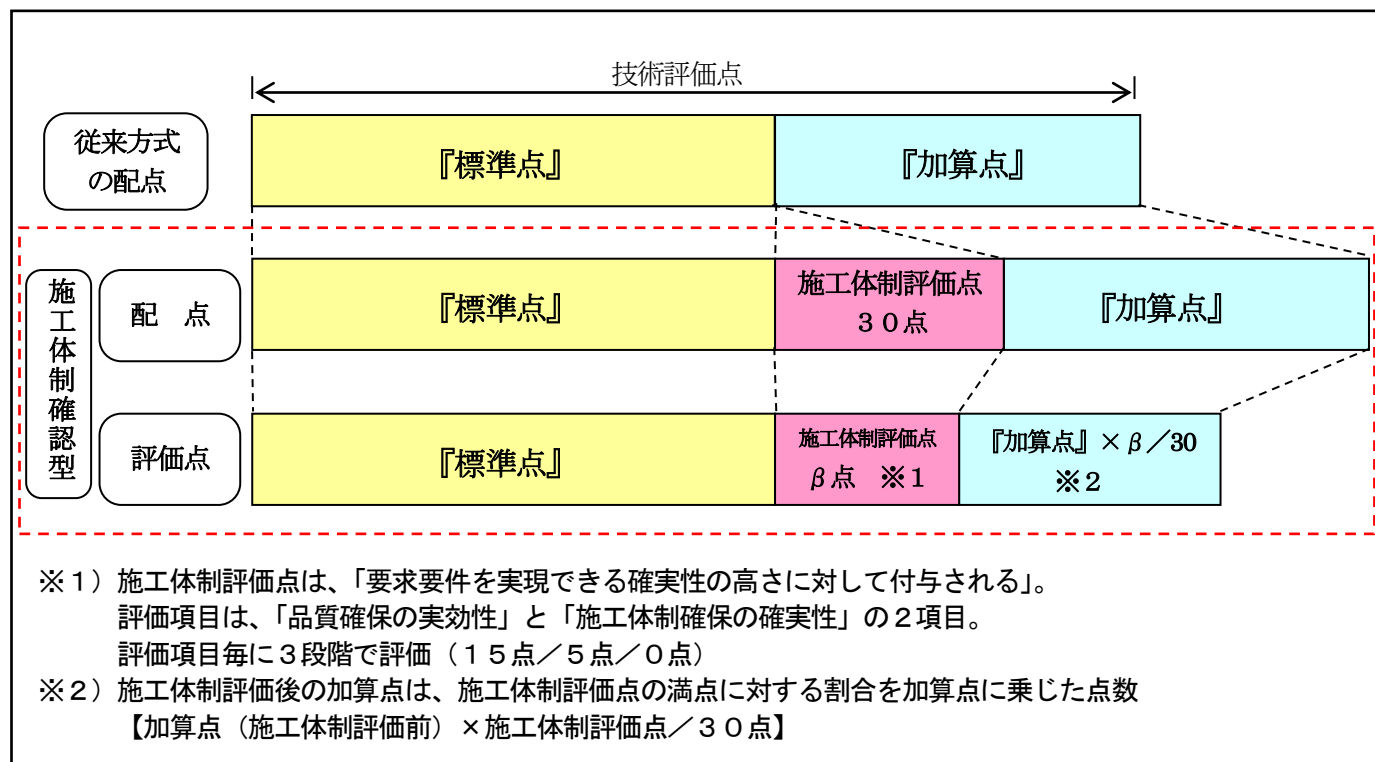
【評価方法】

- ・土木関係工事は、建設系 CPD 協議会、建築関係工事においては、建築 CPD 運営会議加盟団体の入札公告に示した評価対象期間内の取得単位数を評価します。

【留意事項】

- ・証明書の写しが対象期間に収まっていない場合で、明細書等の提出がなく評価対象期間内の取得単位数が確認できない場合は評価しません。

(4) 施工体制の評価



1) 施工体制評価点の配点

施工体制評価点は30点満点とする。

施工体制評価点（30点）＝ 品質確保の実効性（15点）＋ 施工体制確保の確実性（15点）

2) 評価基準

1. 標準点の評価

原則として、入札要件を満足する入札参加者に満点を付与する。

ただし、施工体制ヒアリングにおいて、**重大な法令違反等が確認された場合には標準点を与えないものとする。**

2. 加算点の評価

技術申請書に基づき評価し加算点を算出する。

施工体制評価点の満点に対する評価点の割合を加算点に乘じ、小数点第3位を四捨五入した数値をそれぞれの加算点とする。

加算点の算出例） ＜従来の加算点評価で、加算点が19点（土木一式：簡易型Ⅱ）の場合＞

① 施工体制評価点が満点の場合：

$$19点 \times 30 / 30 = 19.00$$

② 施工体制評価点が20点の場合：

$$19点 \times 20 / 30 = 12.6666666666 \dots = 12.67点$$

③ 施工体制評価点が0点の場合：

$$19点 \times 0 / 30 = 0点$$

3. 施工体制の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	配点	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5	
	その他	0	

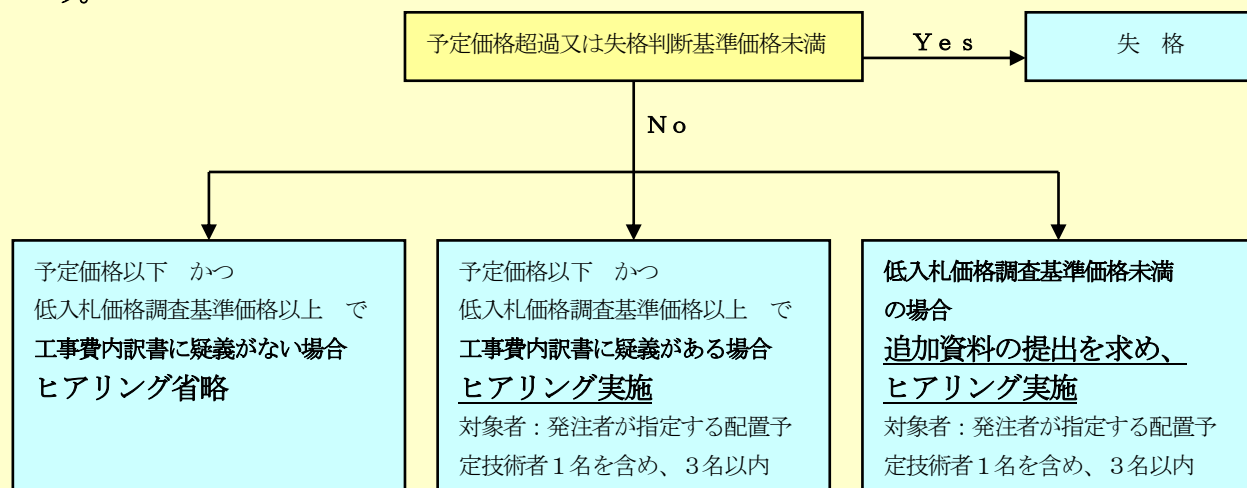
4. 評価の方法

①施工体制に係るヒアリング

施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。

ただし、低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合がある。

注) ヒアリングを省略する場合とは、低入札価格調査基準価格以上で工事費内訳書に疑義がない場合をいう。

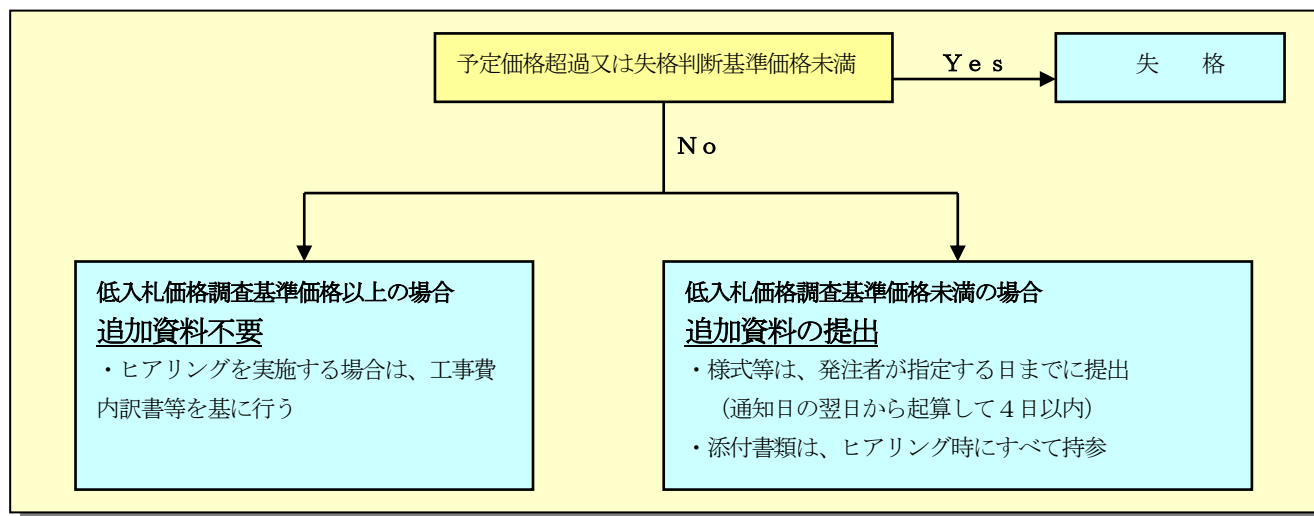


工事費内訳書に疑義がある場合とは、以下の1～4のいずれかに該当する場合をいう。

- 1 直接工事費（工事費内訳書）が直接工事費（積算）の48.5%以下（ $97\% \times 1/2$ ）
- 2 共通仮設費（工事費内訳書）が共通仮設費（積算）の45.0%以下（ $90\% \times 1/2$ ）
- 3 現場管理費（工事費内訳書）が現場管理費（積算）の45.0%以下（ $90\% \times 1/2$ ）
- 4 一般管理費等（工事費内訳書）が一般管理費等（積算）の34.0%以下（ $68\% \times 1/2$ ）

②ヒアリングのための追加資料

入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者は、ヒアリングのための追加資料として、「施工体制確認型総合評価落札方式資料作成要領」（以下資料作成要領という。）に示す様式等（表紙及び様式1～18-2）の提出（2部）を求めるものとする。また、資料作成要領に示した添付資料はヒアリング時にすべて持参し、提示するものとする。なお、追加資料の再提出及び差し替えは認めない。



③施工体制に係る審査方法の通知

ヒアリングを実施する場合は、ファクシミリにより以下の項目を通知する。

- ・ヒアリングの種別（対面ヒアリング）
- ・追加資料の提出の有無（有 or 無）
- ・追加資料の詳細（資料作成要領に示すとおり）
- ・追加資料の提出期限（発注者が指定する日：通知日の翌日から起算して4日以内。ただし、期限日が水俣市の休日となる場合は、その翌日とする。）
- ・提出方法（持参すること）
- ・提出先（入札事務を担当する部局：水俣市総務企画部財政課）
- ・提出部数（2部）
- ・ヒアリングの実施日時及び場所（令和〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分 〇〇〇会議室）
- ・ヒアリングの対象者（発注者が指定する配置予定技術者1名を含め、3名以内）

注）提出期限までに追加資料を提出できない場合の取り扱い

施工体制に係る追加資料の提出を必要とする者（低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者）が、提出期限までに追加資料を提出できない場合は、提出できない旨を記載した書面を提出することができる。この場合、無効として取り扱う。（事項の（例）通知書の別紙参照）

(例) 通知書

令和 年 月 日

施工体制確認型総合評価落札方式

施工体制に係る審査方法通知書

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 様

水俣市長 高岡 利治

令和〇〇年〇〇月〇〇日に開札のありました、〇〇工事の入札に係る施工体制の審査方法について、下記のとおり通知します。

なお、下記２（追加資料の提出の有無）が「有」の場合で、下記４の追加資料の提出期限までに追加資料が提出できない場合は、別紙を提出して下さい（ＦＡＸ可）。別紙が提出された場合は、ヒアリングを行わず入札を無効とします。別紙提出後の取消は認めません。

記

1	ヒアリングの種別	対面
2	追加資料の提出の有無	有 ・ 無
3	追加資料の詳細	入札公告のとおり
4	追加資料の提出期限、提出方法、提出先及び提出部数	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時（厳守） 持参に限る。 なお、追加資料には様式「表紙（施工体制）」を必ず添付すること。 （日付、住所、商号又は名称、代表者氏名、担当者所属部署、担当者氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、工事番号、工事名、工事場所、添付様式名を記載し、代表者印を必ず押印する事。）提出部数は２部とする。
		水俣市陣内１丁目１番１号 水俣市総務企画部財政課
5	ヒアリングの実施日時及び場所	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
		水俣市陣内１丁目１番１号 水俣市役所〇〇階会議室
6	ヒアリングの対象者	下記の配置予定技術者（１名）を含む３名以内
		配置予定技術者 〇〇 〇〇

- 注１） 入札公告の【別紙〇〇】（施工体制確認型追加資料等に係る入札無効要件）に該当する場合は、当該追加資料提出業者の入札を無効とする。
- 注２） ヒアリングは、「追加資料」、「工事費内訳書」、「技術提案書（施工計画書）」等に基づいて、施工体制の審査を行うが、【別紙３】に示す添付資料の他、ヒアリング時において明確な説明・証明に必要と思われる資料は、必ず全て持参し当方の求めに応じで提示すること。
- 注３） 追加資料は、提出後の修正及び再提出は認めない。

本通知をご確認頂きましたら、お手数ですが、速やかに着信確認をお願い致します。

連絡先：水俣市総務企画部財政課 担当：〇〇 電話：０９６６-６１-１６０５

別 紙

令和 年 月 日

水俣市長 高岡 利治 様

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
(代表者の印)

担当者
所属部署
氏 名
＜電 話＞
＜FAX＞

下記の工事について、施工体制に係るヒアリングのための追加資料の提出通知がありましたが、都合により提出できないので本紙を提出します。

記

- 1 工事番号 ○○○第 号
- 2 工 事 名 ○○○○工事
- 3 審査方法通知日 令和 年 月 日



注1) 提出期限は、審査方法通知書 記4の追加資料の提出期限までとする。

注2) 提出方法は、審査方法通知書の着信確認連絡先に、持参またはFAXで提出すること。

(FAXの場合は、電話で受領の確認を行い、後日持参または郵送すること。) 提出後の取消は認めない。

注3) 必ず代表者印を押印すること。(FAXの場合も同じ。)

使用する様式一覧

(施工体制確認型総合評価方式のヒアリングのための追加資料様式)

様式番号	名称	提出書類
表紙(施工体制)	施工体制確認型総合評価に係るヒアリングのための追加資料の提出について	○
様式1	当該価格で入札した理由	○
様式2-1	積算内訳書(兼)経費節減額算定調書①	○
様式2-2	積算内訳書に対する明細書(兼)経費節減額算定調書②	○
様式2-3	一般管理費等の内訳書	
様式3	経費節減額算定調書	○
様式4	下請予定業者等一覧表	○
様式5	配置予定技術者名簿	○
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)	
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)	
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	
様式8-1	手持ち資材の状況	○
様式8-2	資材等購入予定先一覧	○
様式9-1	手持ち機械の状況	○
様式9-2	機械等リース元一覧	○
様式10-1	労務者の確保計画	○
様式10-2	工種別労務者配置計画	○
様式11	建設副産物の搬出地	○
様式12	建設副産物の搬出及び資機材等の搬入・搬出に関する運搬計画書	○
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	○
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)	○
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	○
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)	○
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)	○
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設設置計画)	○
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)	○
様式15	誓約書	
様式16-1	施工体制台帳	○
様式16-2	施工体系図	○
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	
様式18-1	積算内訳書(兼)下請予定業者等確認調書①	○
様式18-2	積算内訳書に対する明細書(兼)下請予定業者等確認調書②	○

3. 総合評価審査会

総合評価落札方式における技術提案の評価等に関する事務を執行するため、総合評価審査会を設置します。

○審査会の役割

- ①落札者決定基準に関すること
- ②評価値の決定に関すること
- ③その他総合評価の審査等に必要な事項に関すること

4. 学識経験者の意見聴取

4-1 意見聴取の目的

地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、総合評価落札方式での恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため「学識経験を有する者」から意見聴取を行います。

【参考】地方自治法施行令

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、(中略) 価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

5 普通公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見を述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4-2 意見聴取の時期

①総合評価落札方式の落札者決定基準を定めようとするとき。

②総合評価落札方式による落札者を決定しようとするとき。

(基本型については、評価の平準化及び恣意性の排除等の観点から、原則として意見聴取を行います。また、簡易型については、原則として、地方自治法第167条の10の2第5項によることとします。)

4-3 意見聴取の方法

総合評価落札方式における学識経験者による意見聴取については、原則2名以上の学識経験者に直接の意見聴取を行います。

4-4 意見聴取の非公開

学識経験者への意見聴取に際しては、技術提案に関するものなど、企業の知的財産について議論することから、審議内容については非公開、学識経験者名についても非公表にします。

4-5 学識経験者の定義

学識経験者とは、大学の教授や国や県の行政経験者等の専門知識を持つ方のことを学識経験者と呼んでいます。

5. 評価内容の担保

5-1 施工計画の担保

総合評価落札方式で、採用された施工計画等について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するため、契約時に設計図書とします。

実際の施工に際しては、提案のあった施工計画等の内容を満たす施工方法により施工するものとします。

施工計画等については、受注者の実際の施工に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金の変更は行いません。

受注者の責により施工計画等を満たす施工が行われない場合は、工事成績評定表において、「施工計画」得点の満点（10点又は15点）を減点します。また、施工計画等の履行が確認できない場合は、工事成績の減点のほか、施工のやりなおし、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う場合もあります。

なお、施工計画等の履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止措置等を行います。

5-2 地域貢献度の担保

○主要資材の県産資材使用

受注者は、「入札公告（別添）評価に関する基準」において、「主要資材の県産資材使用」が評価項目として設定されている場合は、予め技術申請書に記載した内容を満たす施工を行わなければならないものとします。

受注者の責に帰すべき事由により、予め受注者が技術申請書に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、5点を工事成績評定点から減点します。

5-3 配置予定技術者評価の担保

受注者は、建設業法施行令で定める、技術者を専任で配置することが必要となる工事で、配置予定技術者を専任で配置する旨の技術申請を行った工事においては、予め技術申請書に記載した配置予定技術者（以下「配置予定技術者」という。）を工事現場に専任で配置しなければならないものとします。

また、配置予定技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない工期延長がある場合等特別な場合を除き、変更は認めません。*

やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、変更前の配置予定技術者が「入札公告（別添）評価に関する基準」で得た得点と同等以上の資格や実績等がある技術者を配置しなければなりません。変更前の配置予定技術者と変更後の配置予定技術者の各評価項目で得た合計得点に差（減点）がある場合は、その差分（補正率は乗じない）について、工事成績評定点から減点します。

ただし、下記（１）～（５）により配置予定技術者を変更する場合は減点を行いません。

- （１）配置予定技術者の妊娠、出産により産前産後休業を取得する場合。
母子手帳のコピーを提出すること。
- （２）１歳に満たない子の育児により、育児休業を取得する場合。育児関係の「子」の範囲は、配置予定技術者と法律上の親子関係がある子（養子を含む）のほか、特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子や養子縁組里親に委託されている子等を含む。
母子手帳のコピー等の１歳に満たない子との関係を証明する資料、及び企業が証明する育児休業証明書（厚生労働省の様式を参照）を提出すること。
- （３）配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、並びに配偶者の父母の介護により、介護休業を取得する場合。
配置予定技術者からの介護休業申出書の写しを提出すること。
- （４）配置予定技術者が死亡した場合。
- （５）配置予定技術者の４日以上入院を伴う傷病
配置予定技術者が竣工検査までに退院している場合は病院が発行した退院証明書の写し、竣工検査時に未だ入院中の場合は病院が発行した入院証明書の写しを提出すること。

※「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」に関する記載事項 等 参照

5-4 工事成績評定への反映方法

竣工検査時に、施工計画、地域貢献度（主要資材の県産資材使用、県内企業への下請又は自社施工）、配置技術者等についても検査を行います。採用された提案などの履行状況等を評価・確認し、工事成績評定に反映します。

総合評価で求めた施工計画について、施工計画の内容を満たすことができなかった場合は工事成績評定の減点を行います。減点については、「工事成績評定要領の法令遵守」を適用して行います。

施工計画の履行状況の確認方法は以下のとおりです。

① 履行状況チェック表を作成します。

- ・現場着手前に、受発注者協議の上、具体的な確認の実施時期や確認方法を定めます。
- ・この際に、発注者が実施不要と認めた受注者の提案については、履行状況チェック表の摘要欄にその旨を記載し、受注者に伝えます。なお、施工中の現場状況の変化により、履行不要となった提案についても、同様に取り扱います。

② 実施状況の確認

- ・実施状況の有無を確認する必要がありますので、履行状況チェック表の確認方法等に従って、その都度、実施状況の確認を受けて下さい。

③ 竣工検査時の確認

- ・竣工検査時に履行状況チェック表を検査員が検査し、不履行があった場合は減点します。

（様式－11・基本型用）**施工計画書 履行状況チェック表**

工事番号		平成〇年度 債務 単県〇〇第1234-0-101号							
工事名		□□△△線 単県〇〇〇〇工事							
		請負者名： □□△会社							
簡易な施工計画		提案概要	確認の実施時期又は頻度	確認方法	可：○ 否：×	実施状況	確認日	確認者	摘要
安全管理	「一般交通に対する安全管理について」	①○○○○			○	現地立会	○・△・□ ・ ・	○○ ○○	
		②○○○○			○	現地立会	○・△・□ ・ ・	○○ ○○	
							・ ・		
							・ ・		
							・ ・		
品質管理	「コンクリートの品質について」					書類確認	・ ・		
							・ ・		
							・ ・		
							・ ・		
							・ ・		

← ※ 1 協議して決定 →

※ 1 具体的な「確認の実施時期又は頻度」、「確認方法」は、契約締結後、発注者と受注者が協議して決定する。

← ※ 2 履行状況 →

※ 2 履行状況確認の都度、主任監督員が記入する。

注1) 行が足りない場合は、適宜追加すること。

注2) 受注者の責により施工計画書に記載した内容が不履行の場合、工事成績評定において、評価項目の満点と同じ点数を減点する。

6. その他

6－1 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにします。

(1) 入札前

総合評価落札方式の適用工事では、入札公告等において以下の事項を明記します。

- ①総合評価落札方式の適用の旨
- ②評価に関する基準（評価項目、評価基準及びその得点配分）
- ③評価の方法及び落札者の決定方法
- ④施工計画等が履行できなかった場合の措置

(2) 入札後

落札者の決定後は、速やかに以下の事項を公表します。

- ①入札参加者名 ②技術評価点 ③入札価格 ④評価値
- 事例) 実施結果の公表

総合評価方式による入札の実施結果表

工 事 名 : ○○線 ○○○工事
予 定 価 格 : 0円(税抜き)
低入札価格調査基準価格: 0円(税抜き)
開 札 日 :
施 工 理 由 : 価格と技術力を総合的に評価することが妥当と判断される工事であるため

入札者名	加算点内訳			施工体制評価	技術評価点 (標準点+加算点+施工体制評価点)	入札価格 (税抜き)	評価値	落札者
	施工計画	企業評価	配置予定技術者の評価					
(株)○○建設	○○.○	○○.○	○○.○	○○.○	123.89	90,565,000	136.7968	
○○産業(株)	○○.○	○○.○	○○.○	○○.○	118.70	91,065,000	130.3465	[落札]
○○工業(有)	○○.○	○○.○	○○.○	○○.○	116.96	90,565,000	129.1448	

6－2 開示請求

【情報公開条例に基づく開示請求】

技術提案内容に関する、第三者からの開示請求に対しては、企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため開示しません。(熊本県情報公開条例 第7条第3号アに該当)

【情報公開条例に基づかない任意の情報提供依頼】

入札参加者の自社の加算点内訳点数に関しては、情報公開条例によらず自社からの書面（様式自由）による申し出により情報提供を行うこととしますが、点数の根拠となる審査内容等については情報提供しません。

ただし、情報提供は当該工事の契約締結後（仮契約も含む）とします。

6－3 秘密保持

入札参加者から提出された技術提案等は提案者の知的財産であるため、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにします。また、提案者の了解を得ることなく提案の全部又は一部のみを他の工事で採用することのないようにし、その取り扱いについて適正に対応します。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく水俣市が発注する工事は無償で使用できるものとし、技術提案等を求める場合はあらかじめ入札公告等でその旨を明記します。

7. 総合評価落札方式の手順

総合評価落札方式（事前審査、施工体制確認型）JV 手順フロー

